

議会基本条例各条文案

【2-3 会派】

A案	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 <u>会派は、理念、政策等を共有する議員で構成する。</u></p> <p>3 会派は、議会運営及び政策形成に際し、会派間での合意形成に努めるものとする。</p>
B案	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>(1) 会派は、<u>基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。</u></p> <p>(2) <u>所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。</u></p> <p>(3) 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>